

は盜賊戸口々々に付居、本多安房守足輕小頭林清左衛門といふ者、鐵炮を一つ打を相圖にし、口々より一度に入る。高野四郎兵衛といふ者一番に入り、其の足も本多權兵衛を刺殺す。女五六人居けるを、一々繩を掛て財寶を尋求む。歸り様に皆繩を解て放ちぬ。二十歳許の美女に權兵衛首かねを指置たるあり。是も解て放ちて出ぬ。賊等皆面に墨を塗たり。權兵衛家來奥村彌左衛門といふ者、長屋に居けれども不知と云。扱其後四井次郎兵衛金澤を逐電する故に、四井は忍の者にて、盜賊を殺けると也。次郎兵衛徒黨の所爲ならんと御吟味あれども不白狀。林清左衛門・高野四郎兵衛も札明の所、終に不白狀。徒黨の内自殺するものも有之。乍然如何様に申合たるか白狀はせず。但清左衛門・四郎兵衛兩人は、外に惡事度々有之に付殺害せらる。安房守米澤在任の時、直江山城守より忍者百人被附置候。其數足輕に中付置候其内也。此後十餘年過去て、其夜の賊五六人も生残り有之。不殘殺害せらる。其様子は津田源右衛門與力八矢清兵衛といふものあり。清兵衛父某久々龜田權兵衛に奉公し、其事の一兩年前暇を請て浪人し、醫師と成て清兵衛方に住す。權兵衛家内の事能く知て、右清左衛門、四郎兵衛其外拾人許のものへ指圖しぬ。定て以後權兵衛方

に、前々奉公仕たるもの可有穿鑿とて、其夜は熊と水島村へ行て病出たりとて、百姓の家に居て數人に伽をさせたり。翌日本復とて罷歸る。如案權兵衛方に以前致奉公たるとて穿鑿あれども、其夜水島村に居候事分明たるに因て事濟む。十年許過て清兵衛病死の後、清兵衛せがれ其繼母へ散々不孝にて、しかく養育さへせず、困窮に及びぬ。繼母大に忿怒し訴へ出けるは、前年龜田權兵衛を刺殺し財寶を奪取候者は、我等の男並舊夫・今罷在候繼子にて候。我等に不孝し飢寒に及びしめ候間、訴人仕候旨申上る。依之右の醫師・繼子並同類の知れたる者共數人捕之、拷問にて其首尾相知れ不殘殺害なり。

一、瑞龍公出府の節、台徳公御迎の事

關ヶ原陣の翌年瑞龍公江戸へ御越被成候へば、將軍秀忠公は板橋驛迄御迎として御出。江戸御着翌日御登城の所御饗應、御逗留の内は三日に一度づつ御見舞、御家老伊井兵部少輔・柳原式部少輔・本多中務少輔等毎日爲御機嫌伺御旅館に相詰たり。其後五六年過て又御越の時、信州善光寺より甲州へかゝり、女坂・かきは坂を御通り駿河へ被成御座、内

府公へ御對面。扱江戸へ御越の所に、最初の体とは大に違ひ、道への御迎もなく、御登城饗應以後は御家老も折々の御見廻也。御歸路の節殊の外御機嫌惡敷く、江戸より坂本驛へ二日に被成御座候。坂本宿札打様散々御意に不應、其宿札打兩人をあれきれと御意に候處、兩人とも違者にて後の山へ遁登り、其後終に不知候。三日めに信州下の諏訪、四日めに飛州高原、五日め飛州の境、六日め越中富山へ御着。其後は駿河へも江戸へも、御下向無之。

一、山崎閑齋曲者を斬る

山崎閑齋六十二三歳の時、妻の類とて二十二三歳の男を扶持せり。其男不屈の事有之勘當して居たり。或夜客あり夜深て客歸る時、閑齋手燭を持って式臺迄送る。其間に小姓部舎あり。彼男ひら／＼とみえて隠れたり。客を送り濟して其部舎を見候處に、彼男刀を抜居て、閑齋が眉間を一刀切付。閑齋一尺五寸の脇指にて拔合せ、手燭始終持ながら切伏たり。淺手にて三十日許の内平癒しぬ。微妙公度々御使者等被成下。御禮に登城し御目見の時、しほらしき顔に罷成候と申上る。一段見事也と。其時、其時、其時

一、千利休馬の泥障を批判す

瑞龍公、細川忠興・三齋・千利休等御同道にて愛宕山へ御登被成、御下向に仁王門の邊より公被仰候は、泥障は小形なるが見よしと仰せければ、三齋には、いや／＼大形なるが見よきと被申候。御兩人御争ひ被成、ひたもの其事被仰不落着。公、扱も氣が付不申候。是に和尚の居被申候。批判承度と御意の時、利休茶杓か茶入の物數寄に候はゞ申見候はん。弓馬の儀は批判も難成と被申候。いや是は用方にてなし、見分迄の事也。是非被申よとの御意の時、先程より存寄候は、是は馬の大小により可申事かと被申候へば、各是は至極也と被仰。生田四郎兵衛が供にて承之。此は伊左衛門

一、大河原助右衛門・服部左源太の討死

大坂冬陣大河原助右衛門討死、河原毛の馬也。極月四日眞田丸にての事。夏陣服部左源大新參に被召出、此馬を求めて乗り五月七日戦死す。三毛にて善馬也と云。

一、松村孫三郎、團七兵衛と武功を争ふ

慶長五年八月八日、小松大領野へ江口三郎右衛門出る時、三郎右衛門と知音の輩多く同道して行きぬ。其内松村孫三